

京都市告示第 193 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成9年3月14日付けで認可した醍醐北団地会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年7月11日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

変更前	変更後
中川 佳江	笹木 宏

2 代表者の住所

変更前	変更後
京都市伏見区醍醐京道町5番地の2	京都市伏見区醍醐古道町18番地の8

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)